平成２３年（フ）第８２４号
仙台市若林区文化町11番１―101号
債務者　大友　一則
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　靖祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
和歌山市栗236番地の１　205号
債務者　インテリアユカワこと　湯川　栄治
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７４号
三重県鈴鹿市末広南３丁目５番６号
債務者　藤田　和三
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４３号
福岡県久留米市南３丁目14番１―405号
債務者　牟田　秀香
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白水由布子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２１１９号
愛知県大府市吉田町５丁目100番地　平地住宅109号
債務者　大野亜由美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　将人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３２号
長崎県長崎市大園町14番２―301号
債務者　中山　人美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　集平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５９号
秋田県湯沢市三梨町字下猿城48番地６
債務者　後藤　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３４１号
函館市銭亀町297番地
債務者　蛯子登志子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2942番地　タカサカハイツＢ―203
債務者　植野千代美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１７４号
群馬県太田市東長岡町412番地９
債務者　北爪麻衣子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８１号
山形県南陽市宮内432番地
債務者　漆山　寿枝
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第８９号
山形県南陽市長澗126番地の２
債務者　高橋　　愼
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１３７２号
さいたま市北区土呂町２丁目75番地２　堀内ハイツ23号
債務者　並木　義和
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３８号
埼玉県川口市大字榛松421番地の４
債務者　堀江えい子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
新潟県南魚沼市大沢103番地
債務者　太田　直也
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
新潟県長岡市東新町２丁目１番54号
債務者　山﨑　正人
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
新潟県長岡市城岡１丁目５番13号
債務者　藤原由紀子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７３７号
名古屋市中村区藤江町２丁目11番地
債務者　Ｇ　ＴＥＣ　ＡＤＡＣＨＩこと　安達　修
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部